

平成 2 4 年度

- 第 1 7 回 ( 定例 ・ 臨時 ) -

## 教育委員会会議録

開 会	平成 2 5 年 2 月 1 4 日	午前 午後	2 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 5 年 2 月 1 4 日	午前 午後	3 時 5 5 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	欠
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 平成25年度教育委員会予算（案）の概要について（秘密会）</p> <p>議決事項 2 奈良県教育委員会事務局組織の見直し（案）について（秘密会）</p> <p>議決事項 3 条例等の改正について（秘密会）</p> <p>報告事項 1 体罰に係る調査について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>委員長「ただ今から、平成24年度第17回定例教育委員会を開催いたします。本日は、佐藤委員が欠席ですが、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「なお、本日ご欠席の佐藤委員には、会議録の内容について既にご確認いただいています。」</p> <p>「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>委員長「議決事項 1『平成25年度教育委員会予算（案）』、議決事項 2『奈良県教育委員会事務局組織の見直し（案）』、議決事項 3『条例等の改正』につきましては、未公表の情報であることから、秘密会において審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>報告事項 1 体罰に係る調査について</p>	
<p>委員長「報告事項 1 について報告願います。」</p> <p>教育長「前回の定例教育委員会において、体罰防止に向け、県立学校、市町村教育委員会へ通知するとともに、体罰の実態調査を実施する旨を報告したところですが、このたび、その調査項目等がまとまりましたので、その概要につきまして、教職員課長よりご報告いたします。」</p> <p>教職員課長「昨日の2月13日付けで市町村教育委員会教育長、県立学校長宛で『奈良県公立学校における体罰に関する実態調査の実施について』として調査依頼いたしました。その概要について、1点目の調査目的ですが、奈良県公立学校における児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図る目的で実施します。なお、調査結果につきましては文部科学省より実態調査の報告依頼が来ていますので、その依頼に基づきまして報告することとしています。2点目の調査対象ですが、県内公立の小学校、中学校、高等学校（通信制は除きます）、特別支援学校の児童生徒、保護者、教職員に対して調査を行います。3点目の調査対象期間ですが、平成24年4月1日からの今年度に限ります。4点目の調査方法ですが、児童生徒に対してはアンケート調査を悉皆で実施しまして、その中で体罰を受けた等の記述がある場合で、聞き取りが必要と認められる場合は聞き取り調査を実施します。保護者の方については各学校に相談窓口を設ける形</p>	

## 議案及び議事内容

で連絡いただくような形になります。教職員については児童生徒のアンケート、保護者の相談により、確認が必要となった教職員に対して聞き取り調査を実施いたします。5点目の調査実施に際し特に留意する事項として、子どもたちにアンケートが書きやすい環境を整える趣旨で、様々な留意事項を設定しています。まず、調査開始前に調査の目的等の説明を丁寧に行うよう指示しています。次にアンケートは一斉に開始し、記入終了後は記入面を二つ折りにして待機させ、アンケートの回収は担当の教諭が封筒を持って机を廻り、子どもたちの手で封筒にアンケート用紙を入れさせ、担当教諭が見ない形で実施します。なおかつ回収したアンケートは児童生徒の前で封をして校長室へ持っていくことで、極力、児童生徒が書きやすい環境を整えています。また、このシーズンですので、受験を控えた中学3年生、高校3年生については受験日程に配慮した他の学年とは異なる日程で実施することも可能と通知しています。なお、保護者に対しましては児童生徒へのアンケート調査日を事前にお知らせするとともに、管理職等が窓口となって相談しやすい体制をとった保護者用相談窓口を設置している旨を案内する対応です。6点目の調査実施後の対応ですが、アンケート調査等が出てきた事案について学校の管理職が文部科学省が示している体罰に関する考え方等に基づきまして整理をしたうえで県教育委員会に報告する形になります。県教育委員会への報告は3月25日にしています。3月22日が終業式でアンケート調査、聞き取り調査は悉皆で行いますので相当時間を要するという点でこの日に設定しました。

具体的手順についてですが、体罰についての調査手順として、1つ目に保護者宛に児童生徒へのアンケート実施周知を図ります。家庭への通知文へは保護者相談窓口について明記します。2つ目に児童生徒への悉皆調査アンケート調査を実施します。3つ目として児童生徒からのアンケート調査と保護者の情報をもとに確認の必要な教職員に対して管理職からの聞き取り調査を実施します。4つ目として教職員からの聞き取り調査の結果から、教職員の行為を『体罰である』『いきすぎた指導である』『きびしい指導である』『通常の指導である』であるのか文部科学省の考え方にに基づき一定の判断を行います。5つ目に『体罰である』『いきすぎた指導である』と分類されたものは、すでに発覚していて一定の整理がついている事案と、今回、新たに発覚した事案とに分けて、さらに判断されたものを『体罰である』『いきすぎた指導である』に仕分けしたうえで各々処分に移っていくこととなります。6つ目として報告様式に基づき県教委へ3月25日までに報告いただくこととなります。なお、文部科学省への報告は4月末が報告期限となっています。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

花山院委員「集約してしていく中で『体罰である』『いきすぎた指導である』『きびしい指導である』『通常の指導である』のどれに該当していくか管理職が判断ということになると思いますが、難しい場合は校内調査委員会を組織して対応にあたるということですが、そのメンバーについてどのような基準を考えておられるのですか。」

教職員課長「校内調査委員会につきましては、挙がってきた案件を管理職が整理していくわけですが、判断が難しい場合は複数の目が必要になりますので、調査をしたうえで該当者に入っていない先生方で校長の指名によって校内調査委員会を作っていくこととなります。当初より委員を決めていると、委員会の教員が対象の教員となることがありえますので、調査を実施したうえで校長が指名する形となります。」

森本委員「調査時期に関しては一斉に実施するが、受験を控えた中学3年生、高校3年生については別日程での実施も可能とし配慮するとのことですが、どのように実施を考えていますか。」

教職員課長「昨日発出しましたので、通常であればすみやかに実施に移っていくこととなりますが、中学3年生は3月に受験を控えていますので、それまでの間で学校の判断で子どもに支障のない時期でかつ登校する日、高校生でしたら終業式まで登校日も限られていますので、他の学年と日程を合せにくい事情もあるようですので、学校ごとに中学3年生、高校3年生の日程も考

## 議案及び議事内容

えて他の学年と異なる日程で実施しても構わないという配慮です。アンケートの内容につきましては同一です。」

森本委員「日程は画一的でなく学校単位で判断するということですね。」

教職員課長「はい。そのようになっています。」

藤井委員「この調査結果は文部科学省に報告されるだけなのでしょうか。県が学校単位あるいは保護者に何らかの形で報告される予定はあるのでしょうか。」

教職員課長「調査を依頼したところですので、どのような形で公表するのか明確な方針は固めておりません。調査結果については何らかの形で公表していく考えです。」

森本委員「調査方法で教職員は保護者の相談により、聞き取り調査ということですが、保護者の相談によりという対応については、各学校単位で判断していくことになるのでしょうか。」

教職員課長「保護者への対応については、保護者宛に『児童（生徒）に対する体罰についてのアンケート調査実施について』の通知を各学校ごとに実施いたします。その通知文には『なお、みなさまのお子様に対する体罰について相談が必要な場合は、学校に相談窓口を設置しておりますので、下記まで連絡いただきますようお願いいたします。』と記載し、各学校ごとに相談窓口を設ける形になります。」

森本委員「アンケートの中で仮に『体罰である』『いきすぎた指導である』が出てきた場合、保護者へのフィードバックについてもこれと同様の形となるのでしょうか。」

教職員課長「児童生徒へのアンケートに体罰があると出てきた場合の事案については、教職員の聞き取りを実施し、必要であれば児童生徒から管理職等が聞き取りし『体罰である』『いきすぎた指導である』と判断していくこととなります。判断する際に低学年であれば保護者に確認が必要な場合も想定されます。」

松村委員長「まず、生徒がアンケートに答え、それに対して学校がいろいろ調査するわけですが、保護者にも体罰についての確認をするということですか。」

教職員課長「情報があれば提供くださいということになります。」

花山院委員「『体罰である』『いきすぎた指導である』『きびしい指導である』『通常の指導である』の区分がありますが、どれに該当するか明らかな場合は良いですが、そうでない場合は難しいところがあると思います。管理職が委員会を開催して判断するわけですが、どちらなのか判断する管理職あるいは委員会が迷うケースがあると思いますし、また、同じ基準であっても点数化するわけではないので学校によって受け取られ方も違うように思います。差が出てくると思いますがどのような方向性を持っておられますか。」

教職員課長「同じケースはないように思いますし、判断基準も機械的にできるものではないので難しいところはあると思います。ただ、その中で一定判断をしていただくのですが、市町村立学校であれば市町村教育委員会とも相談しながら判断いただくこととなります。」

松村委員長「学校差が出ないようにしていただきたいです。」

教育長「判断基準に大きな差は出ないと思っています。文部科学省の通知もありますし、最高裁判例ではっきり有形力の行使、目的、態様、継続時間が明確にされていますし、それを裁かれた例もあります。それを拠り所に判断することになっていますので、それぞれ個人個人で少しの

## 議案及び議事内容

差異はありますが、体罰に関する最高裁判例は出て久しいですし、文部科学省も基準を出していますので、管理職はもう一度確認して対応してくれると思っていますので大きく異なることは無いと思います。体罰とまでは言えないものは『いきすぎた指導である』ということになると思います。ただ『体罰である』『いきすぎた指導である』については小中学校であれば市町村教育委員会、県立学校であれば県教育委員会で一定の判断を下していくこととなります。」

森本委員「すべてのアンケートの件数はどれだけですか。」

教育長「約14万件になります。すべての保護者から回答があればその2倍になります。実施する限りはしっかりと調査し、これから先、体罰は根絶していきたいと思っています。教育的必要性があれば懲戒は出来る。しかし体罰は禁止されています。体罰は必然的に出てこないものです。それを許容している文化があるのではないのかと思います。法律に照らし、いけないものはいけないとしていかなければと思います。もう一度教職員の皆さんに戒めてもらおうというも目的です。」

松村委員長「他にいかがですか。よろしいですか。承認してよろしいか。」

各委員一致で承認

松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

### その他報告事項

委員長「この他の報告・連絡事項等をお願いします。」

教育長「その他報告事項が4件ございます。学校支援課長から1件、人権・地域教育課長から1件、学校教育課長から2件、それぞれ報告いたします。」

#### 1 東日本大震災及び紀伊半島大水害に伴う県立高等学校における入学考査料等の免除又は還付について

学校支援課長「趣旨にありますように奈良県では、東日本大震災及び紀伊半島大水害により被災しました生徒に対しての修学支援としまして、東日本大震災では平成23年度から、紀伊半島大水害では平成24年度から高等学校の入学者に対しまして、入学の考査料及び入学料の免除について行ってまいりました。この期限を平成26年度の入学者まで延長しようとするものです。平成26年度までとしましたのは、国の東日本大震災における就学支援の期限が現在、平成26年度までとなっていますのでそれにあわせたものです。

対象者は1点目は、災害救助法の適用地域の被災者、東日本大震災の場合は岩手県、宮城県、福島県の市町村等です。紀伊半島大水害では代表的なものとして十津川村、天川村、五條市大塔地区等です。2点目ですが、これは東日本大震災のみで、原発事故の発生により放射線量が高い地域、立ち退きを指示された方、が対象となります。具体的な手続きは、り災証明書または被災証明書を添付した申請書により免除するものです。

過去の実績として、東日本大震災は平成23年3月に発生しましたので、平成23年度、平成24年度それぞれ3名ずつの該当者がおられました。紀伊半島大水害は平成23年9月発生ですので平成24年度6名が該当いたしました。平成25年度の入試につきましても若干名該当する予定です。今回の要綱改正では、それぞれの第2条の適用期限を平成26年度までとしております。」

#### 2 奈良県地域教育力サミット第1部会の開催概要について

人権・地域教育課長「第3回目となるサミット第1部会を、平成25年2月4日午前10時から正午まで教育委員室で開催いたしました。松田教育次長のご挨拶の後、事務局より『学校コミュニティの推進』に関するプレゼンテーションを行いました。続いて、事務局より1つ目に平成25

## 議案及び議事内容

年1月9日に開催いたしました『第1部会オープンセミナー』、2つ目に地域教育力推進モデル校の取組の現状、3つ目に平成25年度地域教育力推進のための事業等について報告し、その後委員の皆様による協議を行いました。

『本県の子どもの課題解決に向けて』については、『モデル校として、これまでの取組をさらに進め、学校の活性化、教職員、地域の意識の変革を図っていきたい。』と意見いただきました。幼稚園からは『小学校の仕組みの中に保護者と共に参加させてほしい。』と意見いただきました。また、保育所からは『保護者の集まりをもちにくい、保護者に子どもの未来像をもっていただき、子育て不安も共有しつつ、教職員も共に育つよう努めたい。』という意見がありました。その他『学校に一番身近な存在は保護者。学校が行うことを周知し、保護者に理解を求めていきたい。』『学校長のマネジメント力が大事であり、子どもが地域とつながっていることを実感として捉えられる活動を薦めたい。』といった意見をいただきました。

『他機関とのネットワークづくり』については、知事部局の関係4課が所管している『地域教育力』に関わる事業に関する説明がありました。『地域教育力向上の取組においては、知事部局と教育委員会がより密に連携を進めていこう。』『推進モデル校の情報を積極的に発信していただきたい。』などのご意見をいただきました。次年度に向けては、規範意識や社会性を育てている各学校の取組がなかなか自分の学校には見えにくいということもあり、それぞれの取組を公開し、公表し発表する場を設けること、学校や市町村教育委員会をバックアップする体制を構築することを確認しました。最後に、第1部会長の松村委員長より、閉会のご挨拶をいただき、県教育委員会は、市町村教育委員会及び学校と共に、『地域と共にある学校づくり』を進めることをお伝えいただきました。

### 3 平成24年度奈良県学力向上フォーラムについて

学校教育課長「平成25年2月7日木曜日に県立教育研究所において実施しました。このフォーラムは、全国学力・学習状況調査における本県の状況と課題を踏まえた改善の方向性及び学力向上実践研究推進校の研究成果を周知・普及することを通して、本県における学校教育の質の向上を図ることを目的として、平成20年度から毎年開催しているものです。本年度の学力向上フォーラムでは、全国学力・学習状況調査の活用状況と課題解決への道筋について、指導主事から説明を行いました。その後、研究推進校による実践発表として、御所市立秋津小学校から『ステップアップの学力保障』をテーマに、わかる授業の基礎づくりに関する実践発表、また、十津川村立西川第二小学校から『一人一人が「わかった」「できた」を実感できる授業を目指して』をテーマに算数科の授業を通じた実践発表を行っていただきました。その後、奈良教育大学重松教授をコーディネーターとして『学力向上を目指した実践』として参加した皆さまからのご意見や質問等をもとに協議を行いました。最後に、重松教授から指導講評をいただき、『学校は子どもが目標とする学びのステップを具体的に作ることで、解る楽しさ、学習する魅力を味わえるようにすること、また、教員は子どもの発言をうまくコーディネートして発表したり、話し合ったり、説明することを通して思考力、判断力、表現力を高めていくこと』の重要性についてご指摘いただきました。」

### 4 「奈良TIME」DVDの配布について

学校教育課長「『奈良TIME』は、県立高等学校で平成25年度入学生から実施する、郷土奈良の伝統、文化、自然等に関する学習です。指導事例集の作成について昨年6月の定例委員会で報告し、11月に完成した指導事例集を配付させていただきました。この学習を通して生徒が国際社会の中で郷土奈良の良さを積極的に語るができるようになってもらいたいと考えています。本日は、指導事例や、奈良をテーマや素材にした具体的な授業作りの方途を示すために制作した、『奈良TIME』を指導していただく教員向けのDVDをご覧いただきたいと思っております。

#### DVD放映

このDVDは、教育研究所が企画し学校教育課が共同して作成したものです。まず『奈良TIME』のねらいとして目指す学習内容について概要を説明しています。3つのねらいを説明し、どのような生徒を育てたいかを説明しています。伝統文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養う等の解説があります。

## 議案及び議事内容

卒業生インタビューでは、高校時代に『奈良』について学んだ卒業生のインタビューが収録されています。これまでも、法隆寺国際高校の歴史文化科や西の京高校の地域創生コース等において、奈良の歴史や文化等を素材とした学習を先行的に実施しています。

『奈良TIME』の授業の進め方ですが、学校全体でテーマを決めて授業を進める場合の一例を示しています。DVDでは、『奈良の郷土料理のレシピ集を作ろう』というテーマで、総合的な学習の時間において、担任の先生が中心となり、英語科、家庭科、情報科、学校司書、ALTの先生方の協力を得て、授業を進めていただく指導例を示しています。

指導資料編『鷗外の門』は各指導事例の学習に参考となるビデオクリップです。この指導資料編については、次年度以降も、追加していきたいと考えております。

指導資料集の電子データを各学校で、活用していただけるよう収録しています。このDVDは、各県立学校へ1枚ずつ配付するとともに、県教委ホームページの『学校先生応援サイト』へも掲載を予定しています。各校で、学年会議や職員研修で『奈良TIME』の学習テーマや指導方法を検討するとき、『奈良TIME』について、その趣旨や学習の概要を生徒に紹介するとき等に活用していただき、『奈良TIME』の学習が円滑に進んでいくよう期待しています。先日各学校の教務担当の方々の協議会では、このDVDを利用しながら、説明会を開催しております。」

松村委員長「これらのその他報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。」

花山院委員「『奈良TIME』の取組を県の教育委員会が行っているということを県民の方々にはまだ浸透していないので、いろいろな機会に広報いただき、地域の教材に取り組んでいることを示してもらえば、地域の方々から情報提供や協力をいただけるのではないのでしょうか。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。ご了承いただけますか。」

各委員了承

松村委員長「これらのその他報告事項については了承いたします。」

委員長「では、次に秘密会に入ります。」

議決事項1 平成25年度教育委員会予算(案)の概要について(秘密会)

議決事項1について教育長、教育次長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項2 奈良県教育委員会事務局組織の見直し(案)について(秘密会)

議決事項2について教育長、教育次長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項3 条例等の改正について(秘密会)

議決事項3について教育長、教職員課長から説明があり各委員一致で可決された。

委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」